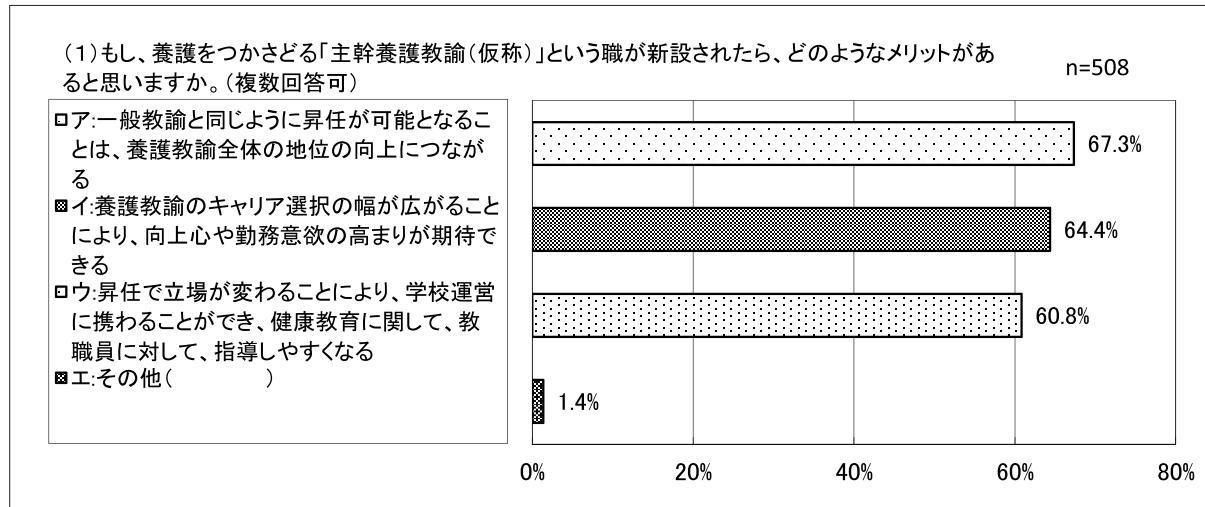


# 〈専門委員会養護教諭部アンケート調査結果〉

回答者：508人

## I 給与に関すること

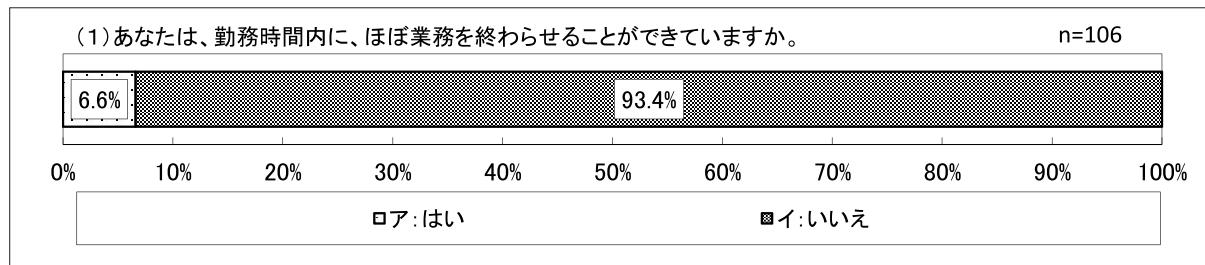
### 1 養護をつかさどる「主幹養護教諭（仮称）」の職の新設について

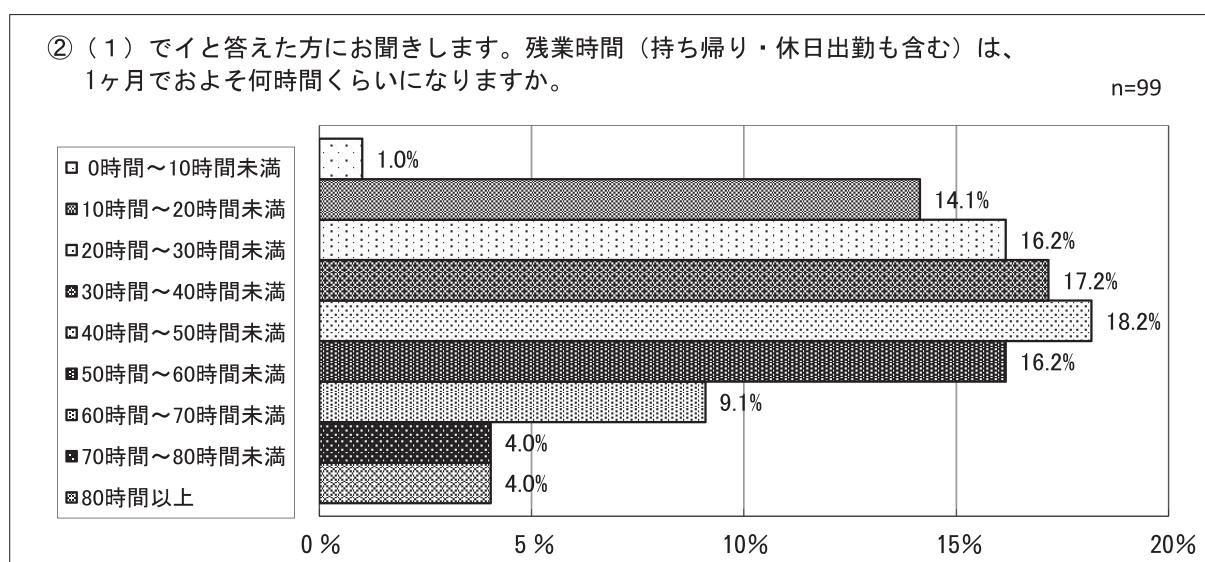
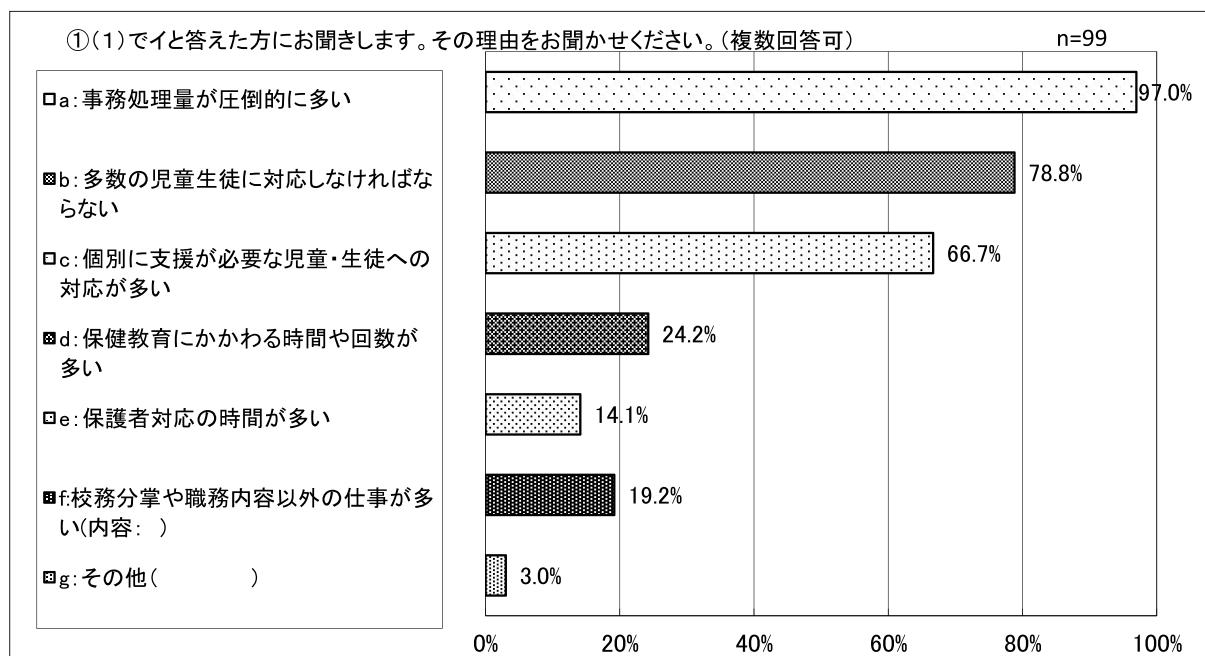


栃教協では、養護をつかさどる「主幹養護教諭（仮称）」という職の新設を要望している。メリットとしては、「一般教諭と同じように昇任が可能となることは、養護教諭全体の地位の向上につながる」(67.3%) や「養護教諭のキャリア選択の幅が広がることにより、向上心や勤務意欲の高まりが期待できる」(64.4%) が挙げられる。児童生徒の健康課題が多様化・複雑化する中、すべての教員が健康教育について正しい知識を持ち適切に対応することが求められている。そのためには、心や体の健康について、高度な知識と豊富な経験を有する養護教諭が養護をつかさどる「主幹養護教諭（仮称）」として学校経営に参画し、学校保健の充実を図り、より円滑な教育活動を行うことができるようとする必要がある。

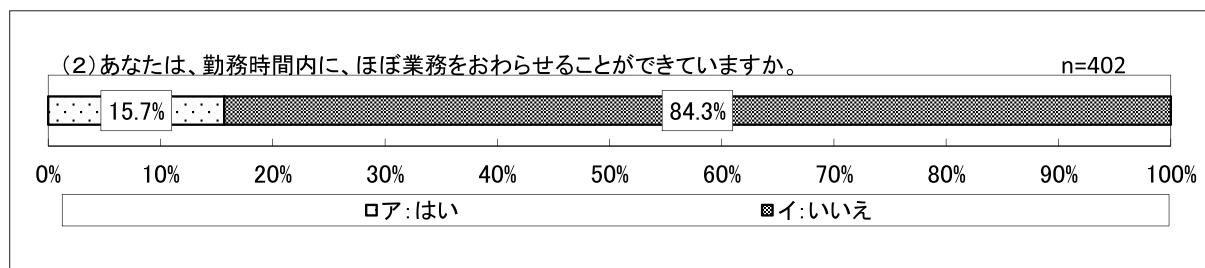
### 2 養護教諭手当（仮称）について

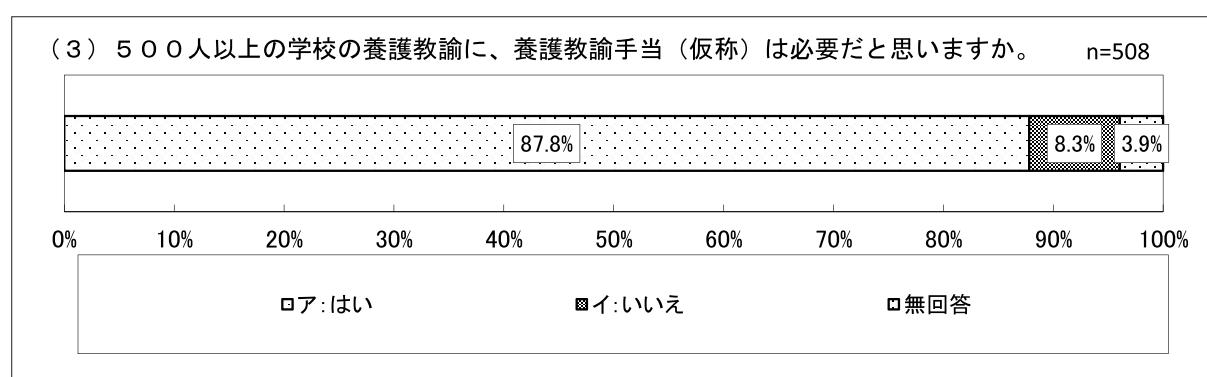
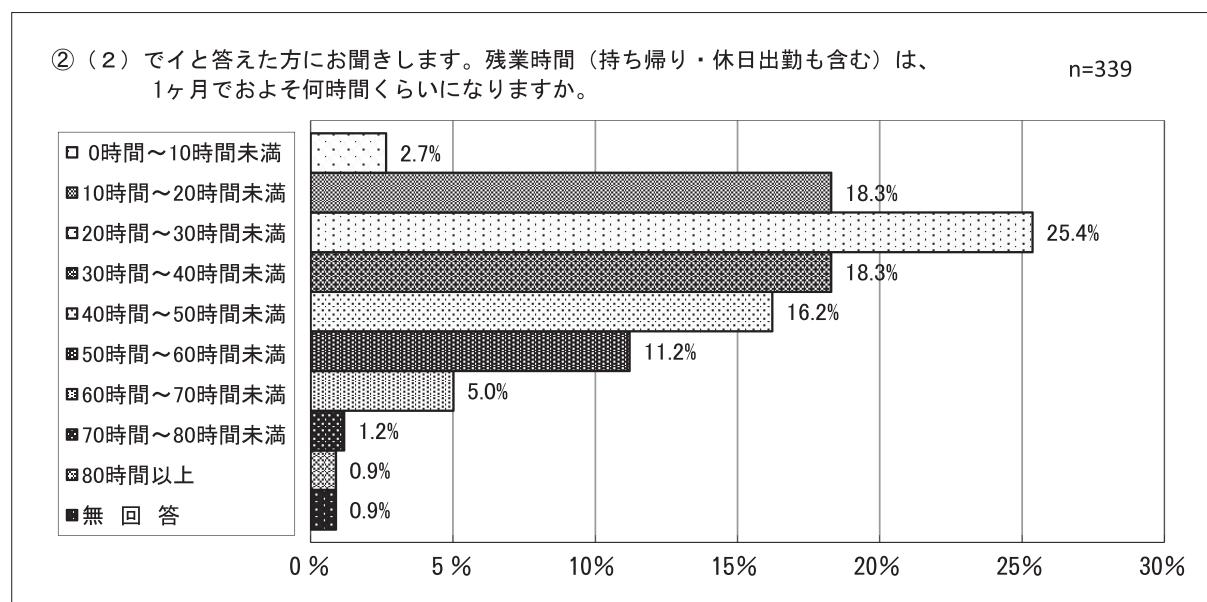
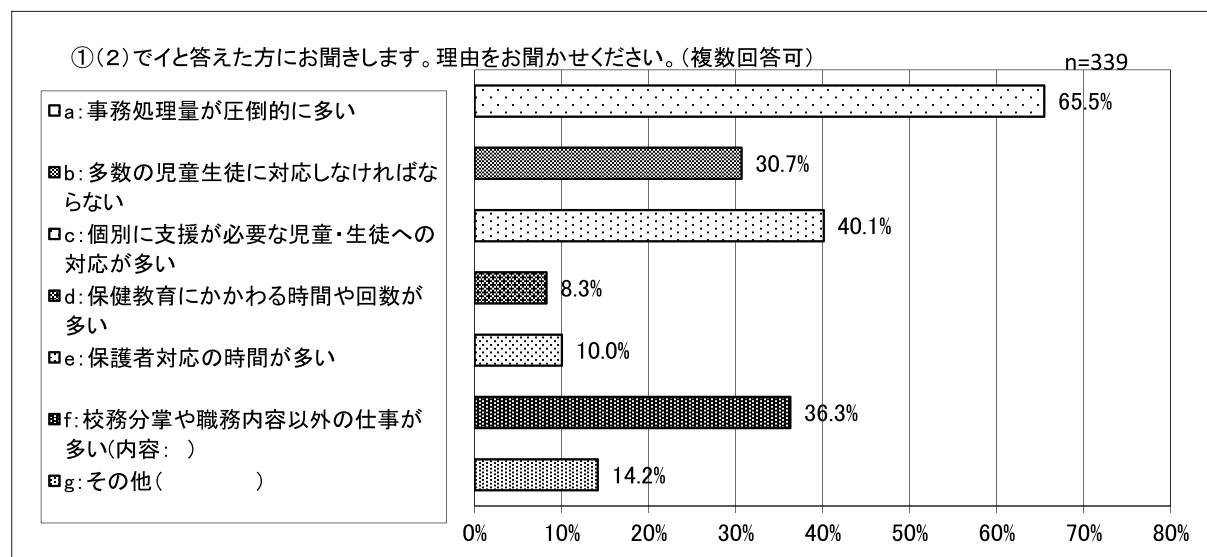
\* 500人以上の児童生徒を有する学校の養護教諭にお聞きします。





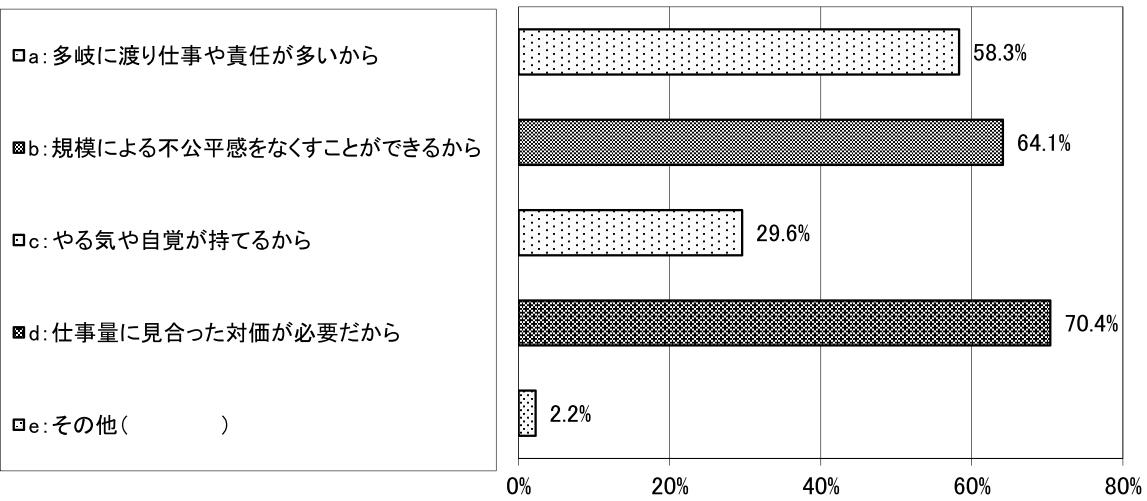
\* 500人未満の児童生徒を有する学校の養護教諭にお聞きします。





①(3)でアと答えた方にお聞きします。理由をお聞かせください。(複数回答可)

n=446



500人以上の学校では、ほとんどの養護教諭が勤務時間内に業務を終わらせることができない。終わらない理由としては、「事務処理量が圧倒的に多い」「多数の児童生徒に対応しなければならない」「個別に支援が必要な児童・生徒への対応が多い」などが挙げられている。自由記述では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど外部の方との連絡調整・カンファレンスなどの対応、教育相談業務等について、「かなりの負担となっている」との回答が目立った。また、中学校に勤務する人は、部活動、登下校指導、時間外の会議など、「養護教諭の専門的な職務外での仕事が多い」と回答している。

定期健康診断の時期は、計画、準備、実施、後片付け、事後措置、結果の入力、統計作成、調査書作成、報告など、仕事量が膨大である。さらに今年度は新型コロナによる臨時休業中に実施したアンケートにもかかわらず、1日の残業時間について、51.5%の人が1日2時間以上あり、3～4時間以上の人も17.1%にのぼっていることが実態として浮かび上がった。

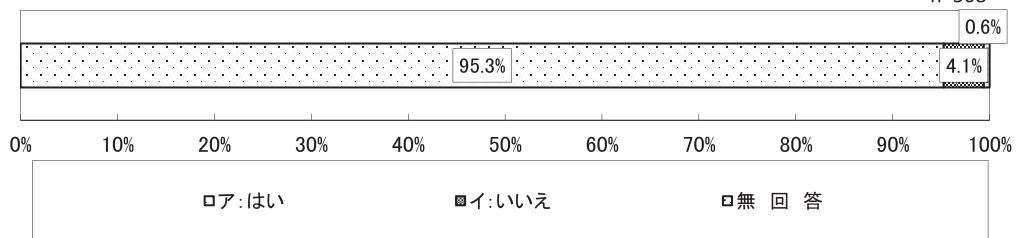
一方、500人未満の学校でも、84.3%の養護教諭が勤務時間内に業務を終わらせることができない。背景として、養護教諭の執務だけでなく、教育相談係やスクールカウンセラー対応、給食主任、清掃・校内美化担当、安全係など、多くの校務分掌を担当しており、学校規模にかかわらず業務は多様で多忙な実情がある。

専門委員会養護教諭部では、県教委に対し、500人以上の学校の養護教諭に養護教諭手当（仮称）を支給することを要望しているが、一人職ゆえの勤務の困難さを訴える現場の養護教諭の声は切実である。手当が支給されることはもちろんだが、学校規模に関わらず多くの養護教諭が、この職に対する見方や立場への理解を示してもらえることを望んでいる。

## II 勤務条件に関すること

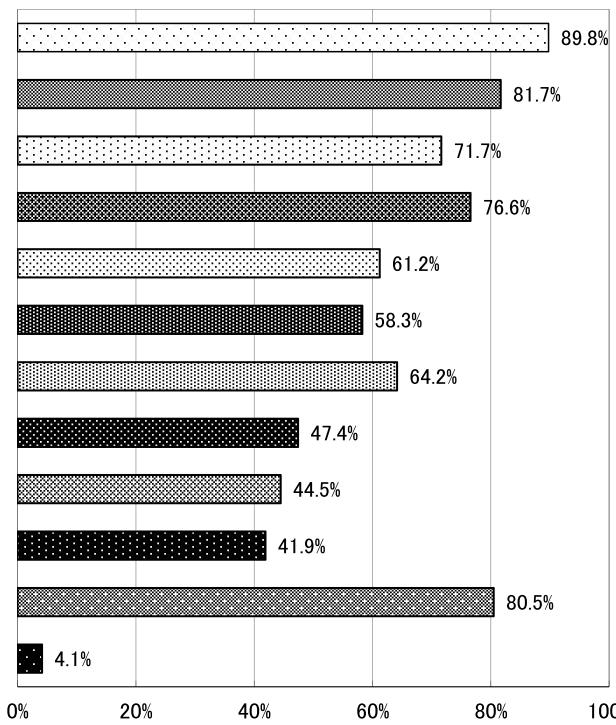
### 3 複数配置について

(1) 小・中学校とも、500人以上の学校には、児童生徒が抱える多様化・深刻化する健康課題に対応するため、養護教諭の複数配置が必要だと思いますか。 n=508



(2) 複数配置の利点についてお聞きします。(複数回答可) n=508

- ロア:児童生徒への十分な対応時間の確保ができる。
- イ:応急処置の適切かつ迅速な対応ができる。
- ロウ:常時、保健室に在室できる。
- 工:健康診断の準備・運営・事後措置の徹底ができる。
- ロオ:健康相談・個別の保健指導ができる。
- カ:保健教育への参画ができる。
- キ:感染症への迅速な対応ができる。
- ク:組織的活動の充実が図れる。
- ケ:教職員との連携が充実する。
- コ:保護者・関係機関との対応・連携が充実する。
- サ:仕事を分担し、事務処理が効率的にできる
- シ:その他( )



95.3%の養護教諭が、小・中学校とも、500人以上の学校には複数配置が必要だ、と感じている。複数配置が必要な理由として、

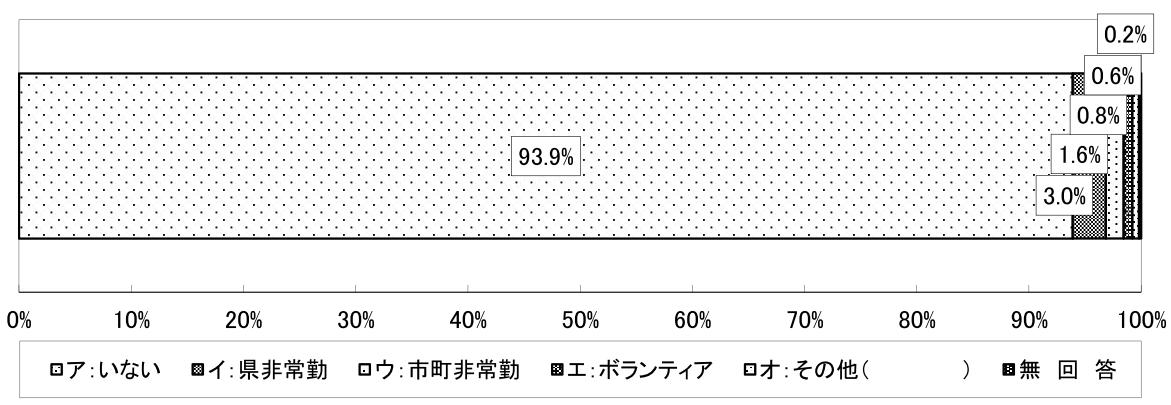
ア：児童生徒への十分な対応時間の確保ができる イ：応急処置の適切かつ迅速な対応ができる  
サ：仕事を分担し、事務処理が効率的にできる エ：健康診断の準備・運営・事後措置の徹底ができる  
ウ：常時、保健室に在室できる  
など、多くの利点があると回答している。

新たな感染症である新型コロナウイルスへの対応や、多様化・深刻化する問題を多く抱える児童・生徒が増加している昨今、一人ひとりにきめ細やかな対応を行うことも養護教諭には求められている。また、養護教諭の業務は保健室内に限らない。例えば教職員や児童・生徒・保護者・外部機関との懸け橋となったり、学校全体の健康諸課題の解決に向けた取組を推進したりするなど、学校内の中核的な役割を担うことも求められている。これらの多岐に渡る業務は養護教諭1人では限界があり、求められる職責を果たすために多くの養護教諭が時間外勤務を行っている現状がある。そのため、養護教諭の複数配置基準を引き下げ（新たな複数配置基準 小・中学校とも500人以下）、複数配置を早急に進める必要がある。さらに、児童生徒数に関係なく、学校の実情に合わせて積極的な複数配置が必要である。

#### 4 支援員の確保について

(1) あなたの学校では、養護教諭の執務を補佐する支援員が配置されていますか。

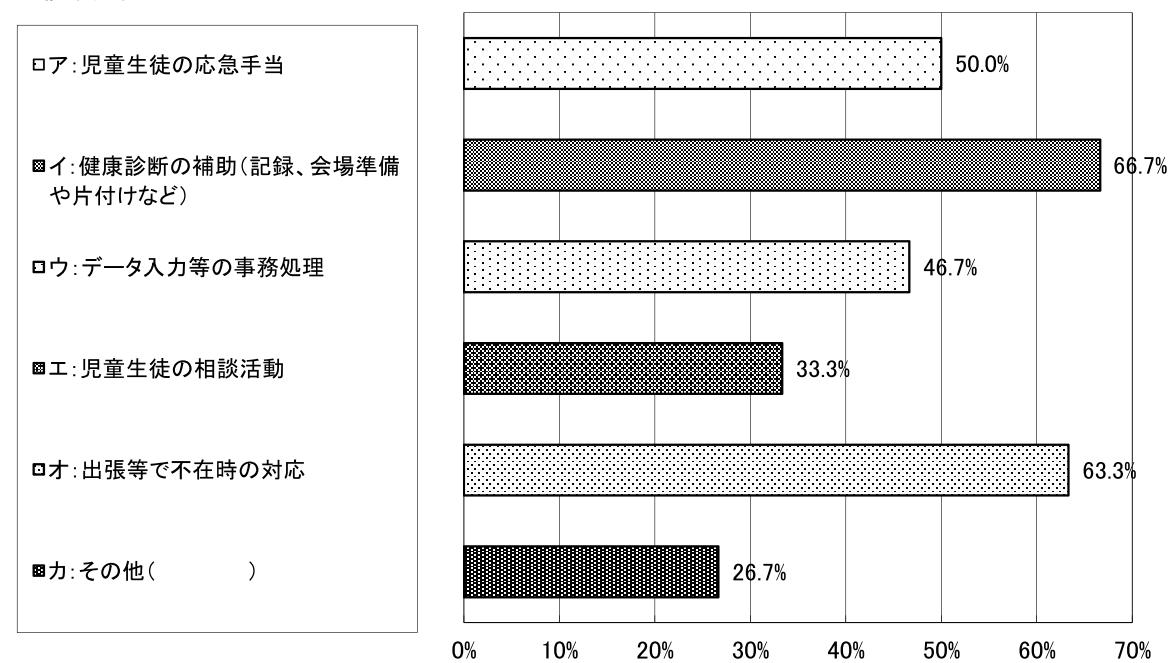
n=508



① (1) でア以外と答えた方にお聞きします。支援員は、どのような執務を行っていますか。

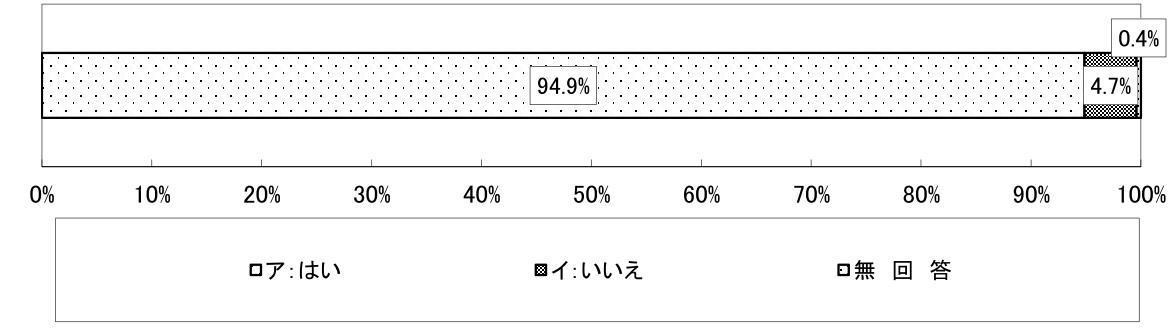
(複数回答可)

n=31



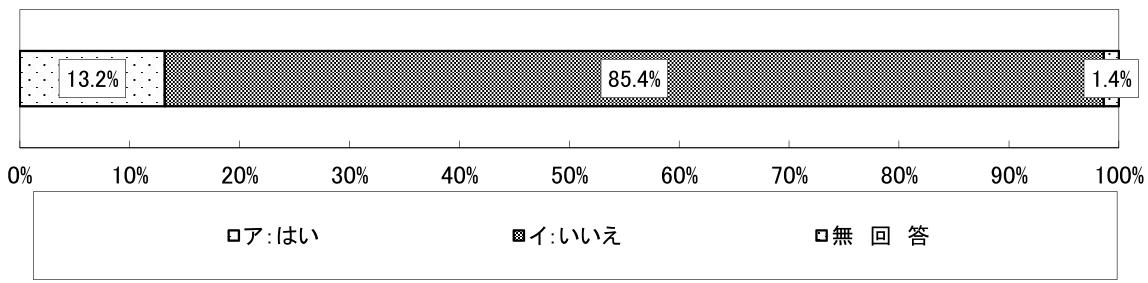
(2) 500人以上の児童生徒を有する学校には、養護教諭を補佐する支援員が必要だと思いますか。

n=508



(3) 働き方改革によって、養護教諭の執務が改善されていると実感していますか。

n=508



養護教諭を補佐する支援員が配置されている学校は全体の6.0%と低い。実際に支援員が配置されている学校での支援員の執務は、多い順に、健康診断の補助66.7%、出張等で不在時の対応63.3%、児童生徒の応急手当50.0%、データ入力等の事務処理46.7%等である。500人以上の児童生徒を有する学校への養護教諭を補佐する支援員の必要性は、94.9%と高い。

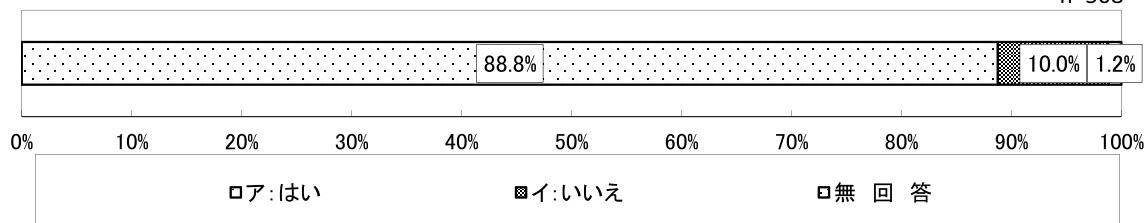
働き方改革によって、養護教諭の執務が改善されていると実感している人は、13.2%と少ない。養護教諭は一人職のため執務の分担が難しく、執務量が軽減している、と感じている養護教諭は少ない。このような厳しい現状から、支援員を必要とする学校に積極的に支援員を配置し、養護教諭の働き方改革を推進する必要がある。

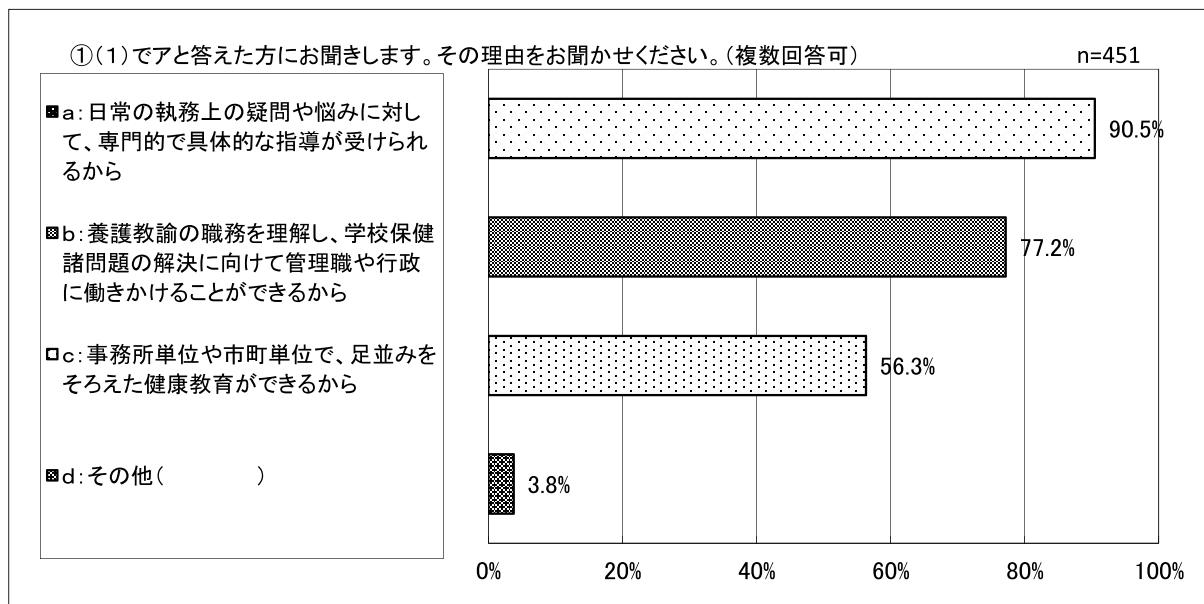
## 5 指導主事の配置について

学教協では、各教育事務所または市町教育委員会に養護教諭の指導主事を配置することを要望しています。

(1) あなたは、各教育事務所または市町教育委員会に、養護教諭の指導主事の配置を望みますか。

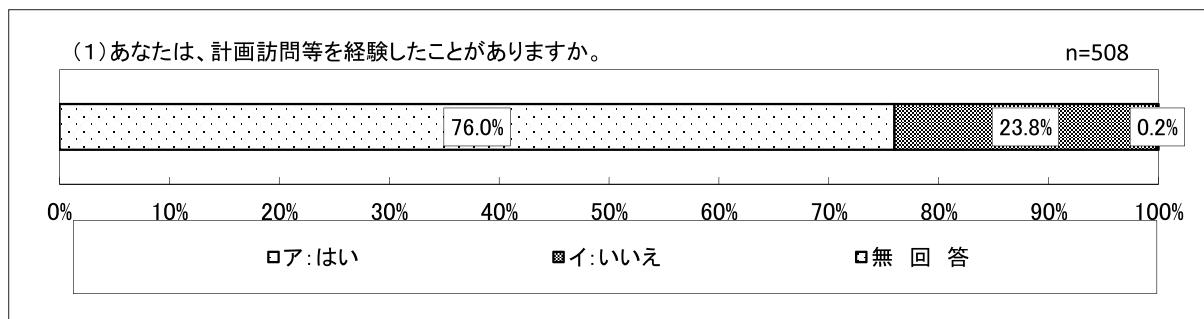
n=508



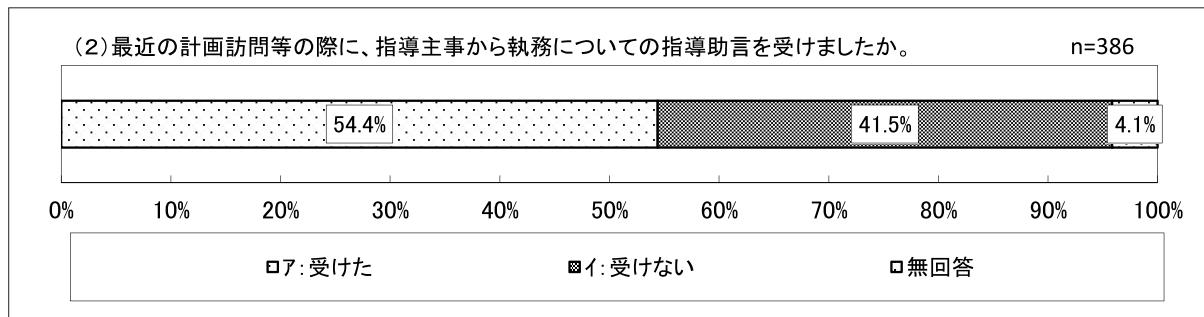


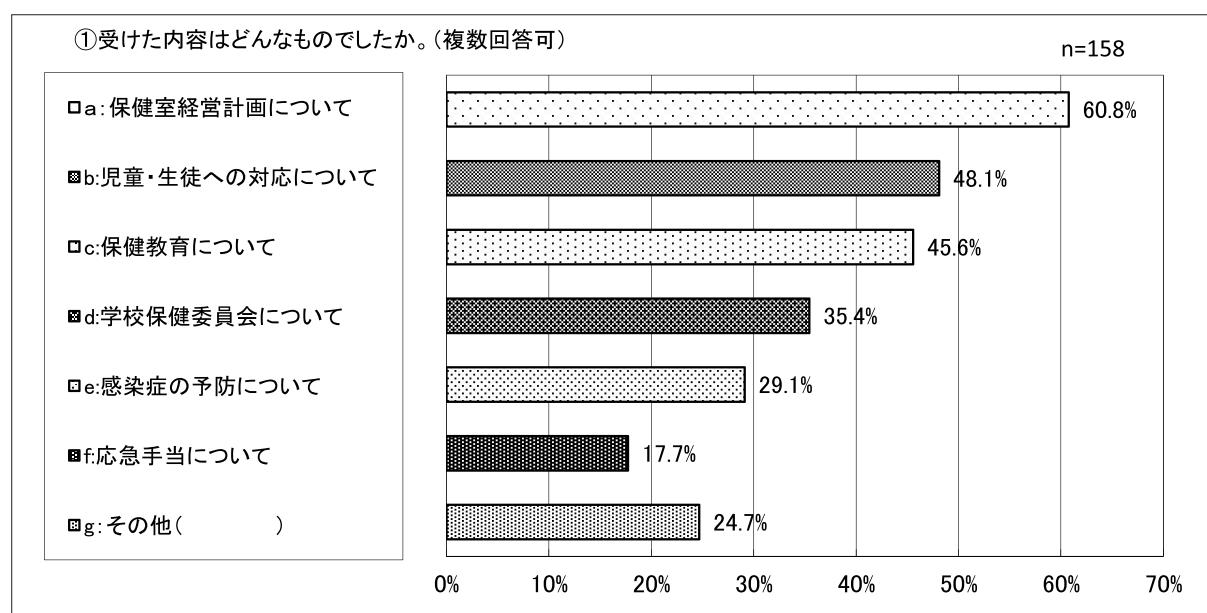
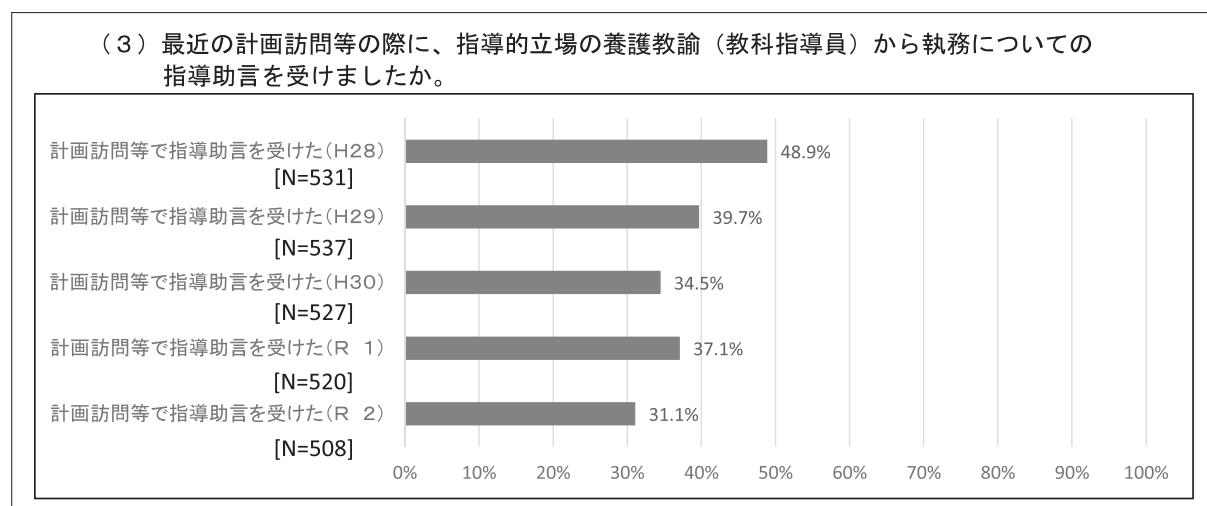
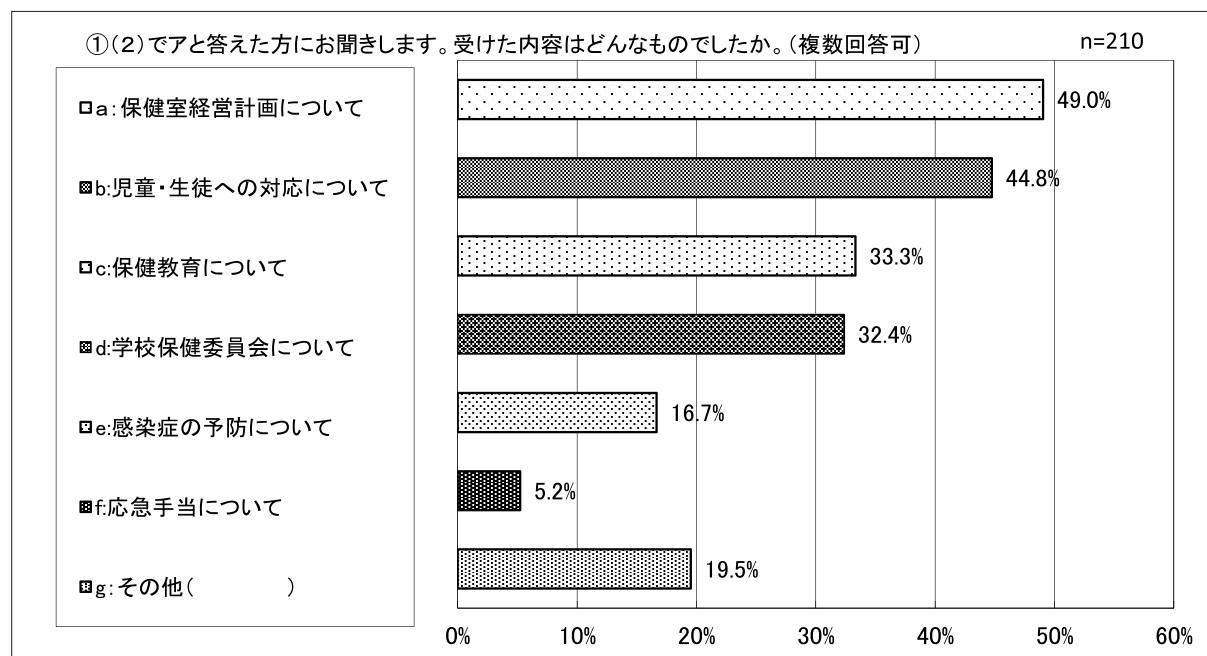
現時点では、養護教諭の指導主事は、教育事務所や市町教育委員会には1人も配置されていない。しかし、養護教諭の88.8%が、各教育事務所または市町教育委員会に、養護教諭の指導主事を配置してほしいと望んでいる。専門的な立場から具体的に指導していただくことで、養護教諭は執務上の疑問点や悩みが早期に解決され、安心感をもって保健教育や事務処理ができるようになり、それが児童生徒の指導・管理の充実へつながる。また、ここ数年経験年数の浅い養護教諭が増えており、人材育成の視点においても養護教諭の指導主事が必要である。

## 6. 人材育成について



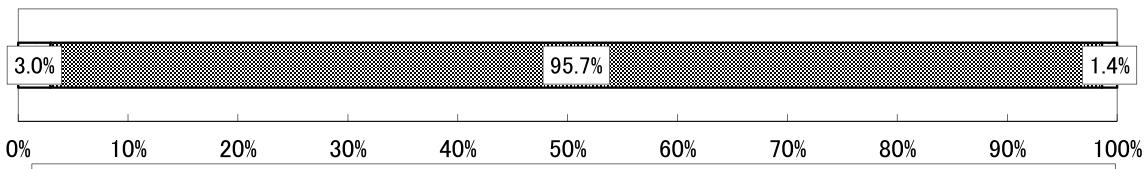
\*「はい」と回答した方にお聞きします。(2)～(3)





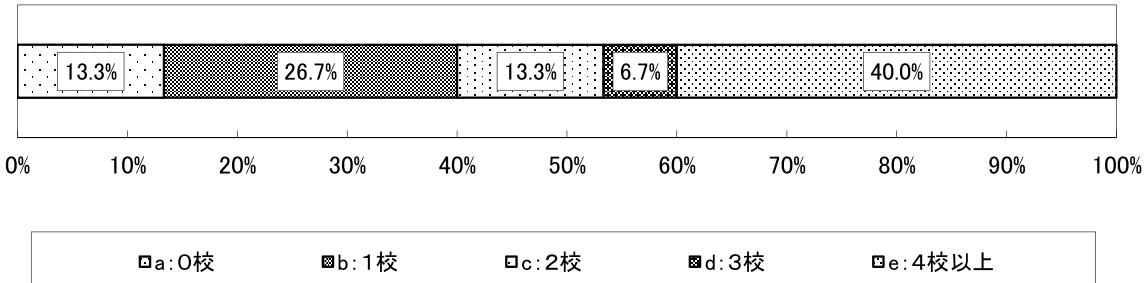
(4) あなたは令和元年度、指導的立場の養護教諭(教科指導員)に任命されていましたか。

n=508



①(4)でアと答えた方にお聞きします。何校に派遣されましたか。

n=15



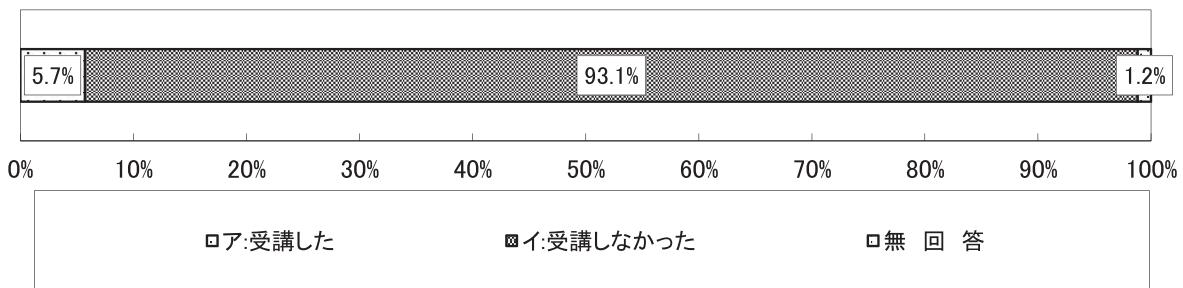
指導的立場の養護教諭（教科指導員）は、自校に勤務しながら、同じ市町の養護教諭に対して指導助言する養護教諭のことである。養護教諭が指導的立場の養護教諭から指導を受けている割合は、年々減少傾向にあることが分かる。指導内容に関しては、「保健室経営計画について」「児童・生徒への対応について」「保健教育について」が多かった。計画訪問は、養護教諭にとっても、一般教員と同じようにスキルアップの機会である。一般教員は専門の指導主事から具体的な指導を受けているが、仕事内容が多岐にわたる一人職の養護教諭こそ、指導的立場の養護教諭（教科指導員）から指導を受ける必要がある。保健室経営や日常の執務等の悩みについて具体的な指導が受けられることで自信をもって執務にあたることができ、学校保健をさらに充実させていくことができると言える。

しかし、指導的立場の養護教諭（教科指導員）は通常の業務を行いながらの兼務で負担が大きいことも理解できるため、指導を受けたいと思いながらも計画訪問時の指導を希望できない現状もある。このことからも、各教育事務所または市町教育委員会に養護教諭の指導主事の配置が必要であると言える。

## 7 研修の充実について

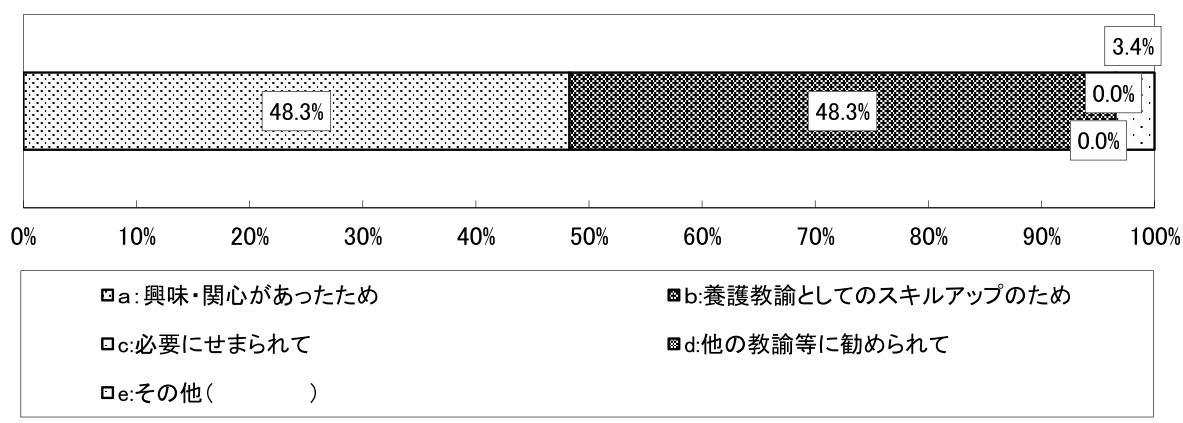
(1)令和元年度、総合教育センターでは「養護教諭専門研修～養護教諭が行う保健学習～」が開講されました。あなたは、この研修を受講しましたか。

n=508



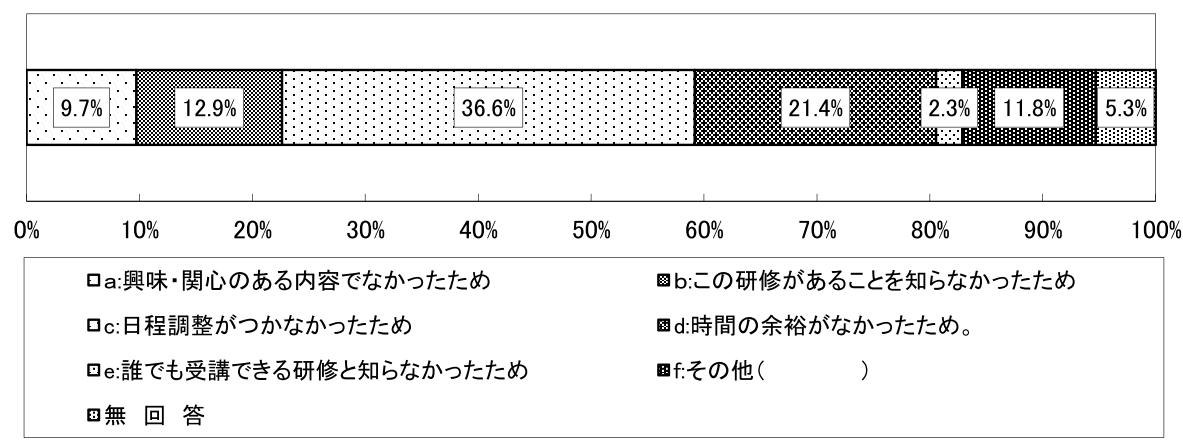
ア：受講した (主な理由を1つお選びください。)

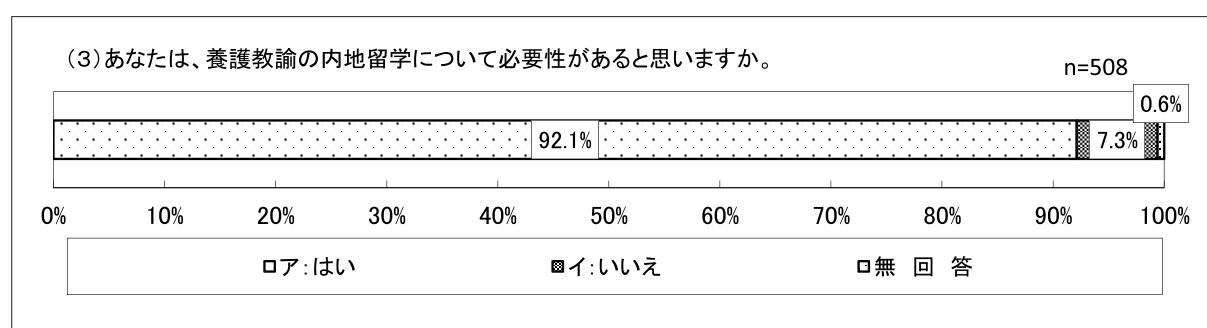
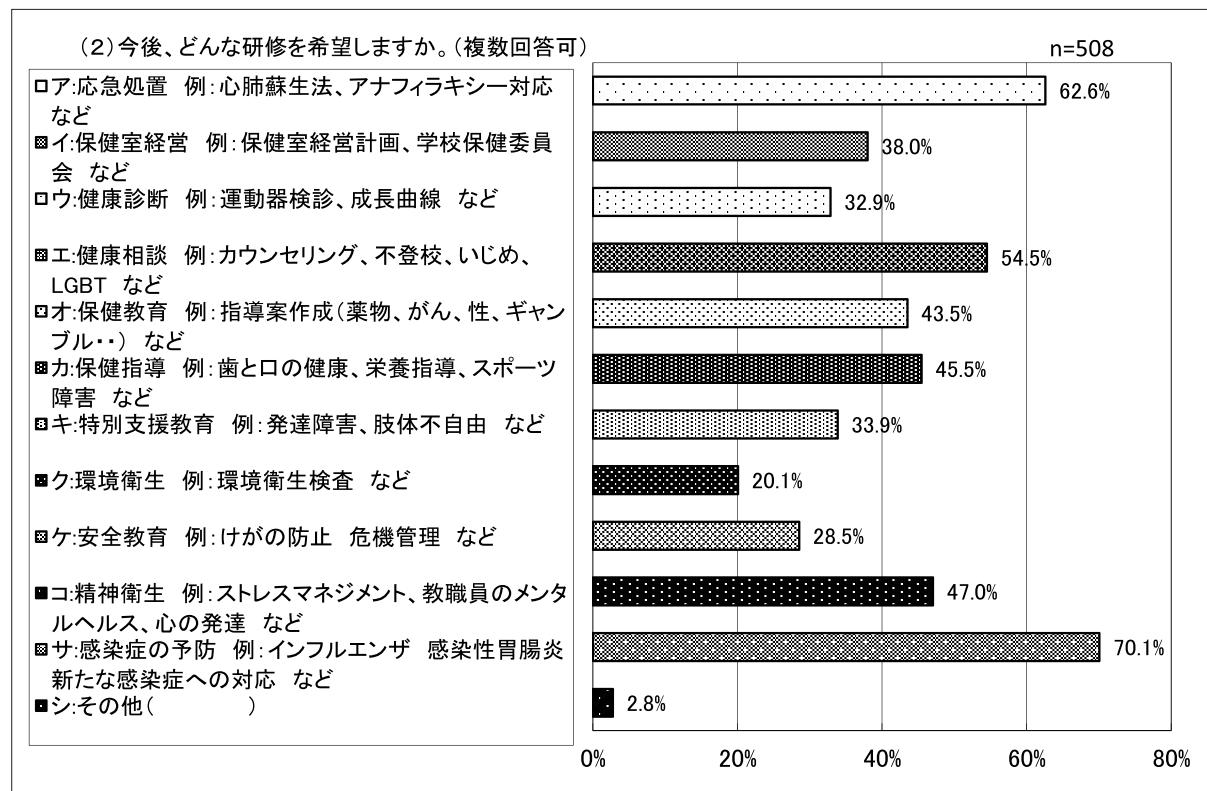
n=29



イ：受講しなかった (主な理由を1つお選びください。)

n=473





研修の希望内容を調査したところ、今年度については新型コロナウイルス感染症の影響もあり「感染症の予防」が最も多い、次に「応急処置」「健康相談」「精神衛生」の順に希望が多かった。昨今の児童生徒を取り巻く環境から、現在の養護教諭が求めているのは、保健教育のための研修より、健康課題や緊急時の対応に関する研修など、日常の保健室での業務に直接関係する内容に変化している。そのため、ニーズにあった研修内容、研修回数、研修時期について改善・充実を図る必要がある。

内地留学については、92.1%の人が「必要である」と答えている。内地留学経験者からは、「一つの分野について研究できたことで学びが深まった」「目の前の課題ではなく、養護教諭として必要な健康課題について深く学べた」「学生とともに授業を受けたり多くの書籍や文献を読むことができ、自分の研究したいことの時間をとれることもでき、とても有意義な経験をさせていただいた」「研究した内容を現場に活かせた」「教授とつながりができ、今でも勉強を続けられている」等の感想があった。中でも最も多かった感想が、「視野が広がった」であった。その理由には、教授や学生、関係機関の方との交流、研究・研修に集中できる時間が確保されることなどが挙げられていた。内地留学の研究内容は県養護教育研究会でも報告され、県内養護教諭全体のスキルアップにもつながっている。児童生徒の心身の健康問題は複雑化・多様化し、それに伴い指導内容が多岐にわたっている。養護教諭が自信をもって子供たちを支援し、先生方に適切なアドバイスができるように、今後も研修の機会継続と内容の充実が求められる。